

会議録

平成 29 年 10 月 25 日(水) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 5 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 3 時 21 分
事務局 吉 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 それでは、定刻前ではありますが、皆さん揃ったようですので、早速開会したいと思います。

ただいまから第 5 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございまして、委員会条例第 14 条の規定による委員定数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2. 調査事項

(1) <建設水道課>

・発注工事等の現地調査について(※薬師山自動車道についての説明含む)

・水道事業及び下水道事業特別会計の上半期収支状況について

平野委員長 早速はじめたいと思いますが、本日、建設水道課とそれとその他といたしまして、いまも話をしたとおり、薬師山の自動車道についてということで、産業経済課をその他の追加として調査項目に入れております。

それでは、建設水道課のほうは事前の説明がないということですので、行く場所については配付しているとおります。

産業経済課のほうから、薬師山自動車道についての資料の説明を若干してから現地調査に行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、木村課長、説明をお願いいたします。

木村産業経済課長 皆さん、おはようございます。

産業経済課ということで、資料を出ささせていただきました。1 ページに自動車道の想定ルート図、2 ページに概算事業費の積算表を記載しておりますので、それぞれご参照いた

だきたいと思います。

3 ページをご覧ください。

薬師山自動車道についてです。これは、従前の総務・経済常任委員会の中で、薬師山の整備に関連して、登はんのための自動車道を検討されてはどうかという意見もありましたので、過去からの経緯を確認するということと、改めてどのような状況かというのを確認した上で、皆様方にお示ししたいということで、添付いたしました。

1 の概要です。薬師山山頂までの自動車周遊道路を新設し、徒歩での登頂に加え、自動車での登はんを可能として、山頂展望台の利活用を図るものです。

2 として、ルートを二つ、考えました。これについては、建設水道課の協力の下、ルート並びに積算をしたものです。

①ルートとして、林道小佐女川線の起点のあたりを登り口として、山間部を迂回して、薬師山の尾根沿いを通り、薬師山山頂に至るもので、およそ 1,010 m です。

②ルートとしては、町民スキー場の駐車場あたりを起点として、萩山の尾根後方から山頂付近を通り、薬師山山頂に至る 870 m のルートです。

概算事業費としては、①ルートが 1 億 500 万円、②ルートで 9,100 万円ということで、およそメーター 10 万円程度で想定しています。

4 のその他ということで、留意点です。備忘ということで、記載させていただきました。

①で山頂部での車両滞留が可能な駐車場設置は、土地形状や面積の関係から困難です。したがって、車両旋回が課題となります。

②として、幅員 4 m のため、随所に車両が交差する待避所の設置が必要となります。

③として、図面のほうにも勾配を記載していますが、15 % 前後の急勾配箇所が複数あるため、工事施工がかなり難しいとともに利用上、大きな制約がかかる可能性があるということです。

因みに 1 % は、100 m をいけば 1 m 上るということですから、15 % ということは 100 m いけば 15 m 上るといような形になります。

④として、実施設計を行った場合、法面整備などにより数千万円から数億円の費用増嵩となる可能性があるということで、これはかなり以前車道を付けようということで、一部着手した経緯もあって、その後の基本設計・実施設計の中で、かなりの法面工事とかで、その時のざっくりとした概算では 2 億円から 3 億円かかるという試算だったというのを確認しています。

5 の考察ということで、①で事業費が 1 億円程度、状況によってはその数割増しから数倍の費用に対して、道路幅員や施設容量などから多くの来客は望めず、事業対効果が算出困難です。現在、町民からも要望は寄せられていない状況です。

②として、道路新設の場合、新たに急傾斜地崩壊危険箇所が発生する恐れがあります。

③として、事業化にあたり、地権者や関係機関の調整に多大な労力を要する。

④ということで、いま現在の結論です。したがって、実施体制面や事業対効果を勘案し、現在の状況では着手しないということにします。

⑤として、ただし今後、多くの要望が寄せられたり、整備の必要性が強まった場合、再度検討することとしたいということです。

これを踏まえて、きょうの薬師山展望台工事で登頂した際に、山頂とかあるいはこの想

定ルート図の尾根などを確認していただければというふうになります。以上です。

平野委員長 説明が終わりました。もし質疑があれば現地視察のあとでよろしいですね。
（「はい」と呼ぶ声あり）

平野委員長 それでは、説明が終わりました。早速、現地調査に進みたいと思いますので、
暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午後 1 時 00 分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

現地調査として建設水道課 5 箇所と産業経済課の自動車道について行ってきました。

皆さん、お疲れ様でした。

産業経済課の薬師山自動車道について、現地を見た感じでこの資料について、何か質疑があればお受けしたいと思います。

竹田委員。

竹田委員 産業経済課からこの資料をもらって、3 ページの考察の部分で現在、町民からの要望もない。そして、最終的には 4 番で事業に着手をしないというこういう結びになっています。ちょっとこれ以外の部分に触れるなど委員長からあったのですけれども、例えば観光といういまの芝桜。それをどうすると考えた場合に、やはり道路の整備は必要だろうというふうに思うのだよね。これから高齢者が増えてくる、高齢者ばかりではなく。ただやはり、特にここで町民の要望がないだとか、だからということで財政的な部分では、何も大きくは触れていないのだけれども、きょう副町長もいますから。当然、観光の視点、芝桜、展望台の整備を含めて、多くの人に山に上がってもらうというこういう視点からすれば、散策路ばかりではなくて以前から車で上がればいいねという話は出ていたのですよね。ただその当時は、財政的な部分の主たる部分で、ちょっと無理かなというふうに思ったのですけれども、いま町民の要望があれば 1 億円かかっても車の道路を整備するという考えがあるのかどうなのか。そこだけ。

平野委員長 木村課長。

木村産業経済課長 まず、薬師山の登はんの状況を見ますと、とりわけ町民につきましては散策コース、ハイキングを兼ねて連日毎日のように上っているかたや、その芝桜のシーズンにあるいは秋の遠景が綺麗なシーズンに上られているかたが多くみられるというような状況であります。

それらを踏まえると、車で上って景色を眺めるということではなくて、薬師山への登頂も含めて楽しんでいらっしゃるというふうに産業経済課のほうは認識しておりましたので、昨年来の傷んだ箇所について、まずは今年度直していくということでございました。

一部、観光面から山頂に登はん道路を付けるということも理解できますけれども、一方通行でなければなかなか厳しいと。地権の関係とか含めて。それと、事業費用が多大にかかりますし、実施設計するとすれば通行する山のほとんどが法面になってしまうというようなことも前回の設計の中で断念した経過とかもございますので、それはここでまとめたのは、決して実施しないということではなくて、これから観光客も増えてそれらの

要望が強まった場合には、再度検討していくということで認識していただきたいと思えます。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 車両の交差できるような幅員が取れない。そういう状況だろうと思うのですが、ただ近くに知内の重内神社、あそこに車で上がれる道路があるのです。あそこもどっちかと言えば、途中で待避所が何箇所かあって、ちょっと対面交差は厳しいというそういう道路だというふうに 2 回くらいあそこ上ってみたのだけれども、だから勾配もかなりきつい、あそこは。だから、これだったらうちの薬師山のルートによっては、重内よりはかなり勾配の緩い線形の道路が可能なのかなというふうにちょっと思っていたものですから、なおさらそういう視点の中で、やはり再考すべきだろうというふうに思うところです。これ以上、きょうは議論をしませんけれども、そういう部分も含めて十分、いまだったら町の財政からすれば、事業はいくらでもできるわけだから、そういう本当にやる気があるのかどうなのかという部分にかかってくるのかなというふうに思います。特に答弁は入りませんが。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 ほぼ竹田委員とも関連になると思いますけれども、やはりきょうはじめて私も現場を上らせていただいて、ものすごい景色の良いところだと。やはり、ここは観光の大変重大なポイントじゃないかなというような改めて意識を持ったのですね。やはりいまの歩いてというのは、それも良い部分もないわけでもないと思いますけれども、やはりもうちょっと整備の仕方は当然あると思いますし、もう 1 回。いま言ったようにだめではないということでしょうけれども、やはり前向きな形で何とか観光スポットということで、対外的な部分も含めてお客さんを集客できるという部分をもうちょっと前向きに考えていただければと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

平野委員長 木村課長。

木村産業経済課長 多くは申しません。一つはまず、重内神社の関係です。あその丘は単独の丘ですから、一方通行になって道路が付けやすかったといういわゆる切り盛りがしやすかったということで、あのような形だと思います。

登はんの斜路についても 10 度未満だというふうに思います。ですから、一定の傾斜で。建設水道課のほうで、ルートを考えていただいたのは、ゆるいところもありますが、途中かない急なところもあるということで、なかなかそれはルートが厳しいかなというふうに思います。

まずそれが一つと、観光面ではやはり様々な面を考えなければいけないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

その中で、薬師山・萩山を含めたふるさとの森の整備は、10 数年前に一度大規模に行っていますし、それ以前にも何度か行っている中で、実は園路がまだきちんと維持補修されていないという実態があります。だから、まずは現況の施設をきちんと維持補修・管理をして、活かしていくべきではないかなと私は思います。それを踏まえた中で、多くのかたがいらっしゃって、多くの要望があるのであれば、さらなる施設整備を検討すべきだと思います。以上です。

平野委員長 皆さんいろいろ思うところはあると思いますが、最初に申し上げたとおり、

あくまでその他の事項として、たまたま建設水道課で薬師山の展望台に行くので、前回出た意見をこのようなことかという担当課が丁寧に資料とあわせて現地を見てきたという経緯です。竹田委員、新井田委員が言うように、観光の観点からいくと、当然ながら一般質問であったり、今後の常任委員会の中で町内観光という調査を加えた話を今後もする機会があると思いますので、その際にこの資料を基にまた皆様方から意見をいろいろ出していただければいいのかなと思いますので、きょうのところは質疑をこの辺で打ち切りたいと思いますけれども、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

平野委員長 以上をもちまして、産業経済課その他といたしまして、薬師山自動車道についての調査を終えます。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 09 分

再開 午後 1 時 10 分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、建設水道課に戻りまして、まずは現地調査 5 箇所行った質疑があれば、まずはお受けしたいと思います。

新井田委員。

新井田委員 私のほうは①、それと④、それと⑥、この部分についてちょっとお聞きします。

前浜団地に関しては、いま作業中ということで、大規模な足場を掛けております。途中、ヨーイドンの部分では落下注意だとか、あるいはヘルメット着用云々というようなこともありますけれども、全般的にやはり安全に対する掲示が少ない。上り下りの部分に関しては、壁側に板を設置しながら足を踏み外さないようにはしているのだけれども、全般にやはり安全面に対する掲示板、これがもう上がりきったらほぼないのと同じですよ。やはり高所ですから、途中物を持ったりあるいは狭い通路を通ってくるわけですから、そういう部分でももう少し安全に対する掲示板を指導してやるべきかなとは思いますが、最終的に事故がなければいいのだということではなくて、その辺もやはり現場担当としては要請するとか、何とかならないのかという部分をただスムーズにいつているねということではなくて、そういう部分を注視すべきだと思います。これが1点。

それと、戊申橋に関しては、いまもこれも途中ですけれども、やり方を見ますと既存のベース、欄干の部分。それにいわゆる手すりを付けていますよね。あれで許容範囲なのかよくわかりませんが、やはりとおして見ると非常に出入りがある。出入り、ふけさめ、縦の。手すりの周り、あるいはふけさめ。それは当然、下地が既存の古いものに横断管を打って、ビスを打つてというようなことなのでしょうけれども、その辺が非常にやはり新しくした中で気になる場所。それは、吉堀橋も同じです。これはやはり、ものを見ると材質がどうだこうだということではなくて、やはりせつかく新規でやるわけですから、もうちょっと精度を上げて仕上げを注視すべきかなというような素人目には思うのだけれ

ども。その辺のを見ると例えば手すりの支柱なんかは、アジャストできないタイプですよ。いわゆる固定タイプで、例えば上下のアジャストができない、奥行きのアジャストもできない、固定タイプだから仕方がないと言えば仕方がないのだけれども、もうちょっと見た目が精度があっていいのかなというような感じは受けました。それは、後ほどまた答弁をいただきたいのですけれども。

それと、これは私苦言なのですけれども、現場の人ではないですよ。我々の現場対応というか大変申し訳ないけれども、ここにいる委員さんで2名ほど、名前は言いません。ヘルメットのご紐をかけない。これは、我々は現場に対して安全をどうやっているのだという位置付けの下で行くわけですよ。そういう中で、やはりああいう行いというか逆に現場担当でもうちょっとヘルメットをきちんとすると、そのぐらい指摘があってもいいんじゃないの。そう思いました、悪いけれども。我々いま言ったように、どんどん言ってくださいよ、我々の悪いところは。そうでないとこっちはかりどうだこうだと言ってもやはり落ち度はあるわけですから、だからそういう部分は大変同じ委員として非常にちょっと嫌な部分ということで、感じました。これやはり行政だからということではないのですけれども、例えば一般のゼネコンさんの現場行くでしょう。出入り禁止ですよ。このぐらい厳しくやはり安全面に関する部分に関しては、ほかのゼネコンさんというのはきちんとやるのですよ。我々もそういう現場を見てきて、指導されているのです。だから、なおさらそういう部分でちょっと我々も教育を得てきた部分があったので、きょう非常に気になる部分があったので、大変申し訳ない。名前は言いません。そういうことで気付いた部分、率直にお話をさせていただきました。①と⑤と⑥、これについて先ほど言ったように、答弁を願いたい。

平野委員長 最後の部分については当然、行政も注意をしてほしいという話があったのですけれども、せっかく新井田委員から出た話で、我々の安全対策の意識です。おそらく2名、名前はおっしゃられないということで、優しさを感じたのですけれども、私も2名のうちの1人だと意識します。これは、自分もいま言われてみて、はじめてもう少し意識が足りなかったなとわかりましたので、今後気を付けますし、全員がそういう意識を持って現場に望むということで、みんなで約束しましょう。ありがとうございました。

それでは、それ以外の3点についての答弁、構口課長。

構口建設水道課長 まず、前浜団地に関する安全板の掲示が少ないという件でございますが、この件につきましては、前回の常任委員会では総務課の所管でありました契約の時に現場のほうを同じく確認をしていただいて、その時にも同様なご意見をいただいております。それを踏まえた中で、私のほうもできる限り業者のほうにはそういった指導をしておりましたが、まだまだ足りない面も多々あるということを再認識いたしまして、この安全掲示の部分に関しては、やっても全然良い話ですから、やればやるほど安全対策が高まるということですから、これは私どもとの現場を預かる身として、各担当も意識を高く持って、この安全のことにしましてはより一層指導を含めて、当然私自身も総括する立場ですから、その辺を踏まえて今後もやっていきたいと思っております。

次に、橋の高欄の高さの出入りでございます。これも現場の担当である木本のほうとも実際、話をしていました。新井田委員がおっしゃるとおり、既存の橋というものは、動いております。その高さの波を打っているということは、現実でございます。

その中で、既製品であります高欄の高さ、例えば 1.1 という高さが既製品であります。

その中で、調整できる範囲で現場のほうとしては高さの調整をした結果、ああいった形でどうしても波打った形状になっているという現実がございます。ただそれは、製品のできる範囲での調整をした上での結果となっておりますので、その辺はご理解願いたいと思います。ただ、それは私どもとの現場の預かっている者の勝手な言い訳にもなってしまいますので、これは業者のほうともできることで、高さの調整、見栄えですよね。その辺も踏まえて、現場はやっていきたいと思います。当然、これからもこの橋梁の維持補修というのは、これからも続いていく話でございますから、そういった第三者から見て、なんともないのだと、安全だというふうに感じさせることも私どもの使命だともございますので、その辺はまたより一層現場の対応を確認しながら、指導していきたいと思います。以上です。

平野委員長 ほか。

福嶋委員。

福嶋委員 いま話に出た中で、ここに議題にないのだけれども、ちょっと話を聞いてみたいと思います。

実は私は、8月31日の委員会を欠席したのですけれども、その時に出たのかどうかわかりませんが、最近病院の職員住宅が場所を変更で、大橋のそばに建ててているのですよね。それは、いつ変更にしたのですか。あそこを用地買収して、当初の予算では中学校の前に建てる予定だった。それはいつか変更してあそこに建てている。

平野委員長 ちょっと待ってください。ごめんなさい、福嶋委員。いまこの内容と別件です。ですので、ほかにもこの内容の質問がありますので、最後に時間を取りますので、せっかく建設水道課の調査です。

きょうの内容についての質問をもう一度受けます。

竹田委員。

竹田委員 先ほどの新井田委員の答弁の関係を聞いていて高欄、既製品だからどうしようもないというのをやはり施工する側、業者なのか管理の上で修正というか。例えば、高さがあわないのであればそこを盛ればいいわけですし、高いのであれば掘削をすればいいと思うのだけれども、そういう部分の指示というか現場監督として、現状の橋のコンクリートのベースにそのまま乗っけるから、そういう例えば高欄のでこぼこが出るというふうにするのだけれども、その辺というのは、やるほうとしてはいくらでも修正が利くような気がするのだけれども、その辺はどうなのですか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いま竹田委員のご質問ですが、技術的なことに関わるお話になってしまいますが、まず橋というものに関しては、単純にあそこの高欄が乗っている部分、地覆と言いますが、その地覆を高さを変えてどうのこうのというのは、基本的には認められておりません。ある程度、構造の規格というものがあるんで、車道から20cmの高さを保って、その上から900の高さをもって、それで人が転落しないよう車が転落しない高さ1.1という規定がございます。そういった中で、単に見栄えのある中で、高さの調整というのは、基本的にはできません。それはなぜかと言うと、盛ると大げさに言うと重量が増えてしまう。簡単にあとと言うと、減るとその減らした分だけ強度が下がるという部分もございま

す。ただこれに関しては、許容範囲も当然ございます。その中で許容範囲の中で、例えば高欄のところにワッシャーとかをかましながら、微調整をしながら、ある程度の高さ調整をした中で、あれが限界という中で、波打った状態にはなっているという現実がございませぬので、その辺技術的な観点でできることはやったということで、ご理解を願えればと思ひます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 私達が求めているのは、何ミリの単位です。あの高欄、レベル見ても極端にこう波打っているわけでもないのです。だいたい、すらっといつているのです。だけれども、多少高さが違うねという部分で、そんなのそれこそ後段に言ったパッキンでも、パッキンでもいい強度であれば、コンクリートの盛土をしても掘削しても影響ないでしょう。パッキンがパッキンでレベルの調整がOKであれば、そのほうが強度が心配です。ゴムのパッキンで高さを上げた、そのほうが心配でない。そのくらいだったらモルタルでもコンクリートをベタ打ちして、そんなに重量変わりますか。私が言っているのは、そういうことなのです。だから、現場管理するほうとして、実態はわかります。古い橋ですし、ですから多少のこぼこもあるというのもわかりますし、ただやはり現場監督するほうとして、やはりできれば見栄えの良い仕上がりというのを望まないのかなというふうに思ひました。それで、ゴムのパッキンで調整しているのですか、あそこ何箇所か。何箇所しているのか教えて。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 先ほどの私のほうでパッキンの調整という言葉を使わせていただきましたが、実はアンカーと言ひまして、あの部分ちょっと穴を空けて、アンカーで高さ調整をして高欄の高さ、あとボルトで締めてというふうにやっています。竹田委員がおっしゃるように、確かに橋は全てレベル、同じ高さにはなっていない。本当にご理解を願ひたいのは、やはり既存のものに対してあわせるということは、現場のほうでも非常に大変な作業でございませぬ。その中で、できる限りの調整をした結果ということで、ご理解を願ひたいということしかいまは言えないのですが、あとは波を打っているということは、私どもも認識しています。ただそれは、構造上は特に問題は当然ございませぬ。その中で、あれだけ三景観の99mの橋ということで、木古内の橋では一番長い橋なのですが、そこで幅員が4mということで、中野と鶴岡を結ぶ重要な路線、橋にもなっています。そういった意味で、景観的な部分で高さの調整をして有意して私どももやった結果ではございませぬので、その辺は技術的な観点で非常に申し訳ないですが、ある程度のことは現場サイドではやったということです。

それで、パッキンの数ということに関しては、そこまでは私どもも認識してございませぬ。現場のほうでアンカーの高さを調整した中で、調整できる範囲でやった結果でございませぬ。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 そうすれば、現場に確認をすればパッキンの箇所をこことこことわかるのですね。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

木古内消防署です。私、近くて工事の期間ずっと日々見ていて、完成して約 1 か月経ちますけれども、本当に雰囲気も明るくなって、中も外も良かったなと思っています。

1 点確認をさせていただきたいのは、車庫の一般的に使われるシャッターがオーバースライダーになりましたよという現地で説明があったのですけれども、その関係でいわゆる照明です。おそらく通常のシャッターであれば天井に確かあったと思うのですけれども、オーバースライダーになったことによって、どのような形でいま照明を付けて、職員のかたの安全を確保した作業性も含めて 1 か月経っていますので、もし職員さんのほうからの声がなかなか届かない部分はあるかと思うのですけれども、オーバースライダーにしたことによる使い勝手も含めて、いま担当課で把握している範囲で何かご答弁ありましたらお願いいたします。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 車庫のほうは、新設の車庫ではございません。既存のほうの車庫ということではよろしいでしょうか。

これに関しては、私のほうも現場の検定をした時に、現場のほうを確認しております。

まず、消防署の伊藤署長のほうからオーバースライダーになったことによって、非常に開け閉めは楽になったということで、その辺は消防からの要望もあった点でございます。

それが上がった時に、たぶん照明が隠れて暗くなるのじゃないかという質問だとは思いますが、その件については特に消防署のほうからは、特段不便を感じているという話はいま段階では聞いておりません。今後、照度的に例えば足りないとかという声があった場合、例えば上には無理かもしれませんが、サイドのほうに付けるなりして、そういったことで照度の確保はできるのじゃないか思いますので、その辺一度消防のほうと確認をして、対応すべきことがあれば対応していきたいと思います。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 理解いたしました。ちょっと私も先ほど現地の時、中まで入ってしっかりと写真撮ったものの、中までしっかり見られなかった部分も私の反省点なのですけれども、いま現に横の壁にある程度付いているものだと思っていたのですけれども、現時点では付いていないということではよろしいでしょうか。再確認です。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 申し訳ございません。私もちょっとその辺は確認しておりませんので、再度確認して報告するというので、よろしいでしょうか。小西主査からちょっと。

平野委員長 小西主査。

小西主査 いま現在、壁には一灯だけ壁付きの照明が付いている状態なのですけれども、先ほど課長のほうからもお話がありましており、ほぼあそこの照度を取っている照明というのが全部天井付きなものですから、消防署の職員のかたから意見をいただいて、もし暗いようであれば対応していきたいと思います。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あくまでも消防職員のかたが夜間でも安心して安全に作業ができる環境を整えていただければなと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。以上です。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 前浜団地の部分。私、屋上まで上がってみて、まず巾木の不足。それと、壁つなぎ。あれだけの足場の平米数でネットも張っているという中で、少し強い風が吹いたらどうかなというそんな思いをしましたので、これは巾木とそれから壁つなぎを確認してください。壁つなぎは上からいって 2 本よりない。一番上から下までの間に。いま庁舎の改修耐震をやっているけれども、壁つなぎの本数は随分ある。だから、ああいう高い足場でネットも張っているし、風を受ける随分強いと思うのです。だからこの辺確認して、足りなかったら増やさせるということをしてください。

平野委員長 確認していただくということで。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 先ほどの途中で遮りましたけれども、福嶋委員。

福嶋委員 実は先般、あるところへ行って町内会の会長から聞きました。やはり看板が足りない。あそこに建てた看板が何もないという話を聞きまして、もう一つはあれ何なのだと聞いたら、病院の職員住宅だと。だけれども、私の感覚では中学校の前に建てるという予算書に図面も付けてやっていて、あそこに変更したという何もないですね。いままでそういう報告をする必要はないかもしれないけれども、だけれども用地の当初予算の予算書に、図面も場所も付けてやったのに、違うところにできているとはちょっと理解できない。

もう一つは、やっている町内会長から看板が足りないという話が出ていましたので、先ほど出ました看板の周知も足りないというから、私もパッと気が付いてきょう言いましたけれども、追加で申し訳ないけれども。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 34 分

再開 午後 1 時 40 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

構口課長。

構口建設水道課長 福嶋委員のご指摘の工事看板の件に関しては、先ほどの安全対策の部分にも含まれると思いますので、より一層住民のかたにも周知ができるように、留意して指導していきたいと思います。以上です。

平野委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、発注工事等の現地調査ほか質疑について、終えたいと思います。

続きまして、水道事業及び下水道事業特別会計の上半期の状況について、早速資料の説明をお願いいたします。

小田島主査。

小田島主査 それでは、平成 29 年度水道事業会計上半期の業務状況報告を説明書よりさせていただきます。

読み上げて説明に代えさせていただきます。まずは、20 ページをお開きください。

平成 29 年度水道事業会計上半期業務状況報告書。

平成 29 年 9 月 30 日現在の業務状況は、給水件数 2,251 件、有収水量 19 万 4,694 m³、有収率 80.54 %となっております。前年同期比較では、給水件数は、家庭用、団体用、臨時用の減少により 43 件の減、有収水量では、工業用と臨時用において増加、家庭用、団体用及び営業用で減少し、全体として 3,850 m³の減、有収率については、5.23 %の増加となっております。

財政状況は、損益計算書総収益 6,413 万 5,000 円に対して、総費用 3,096 万 2,000 円で、上半期形状利益が 3,317 万 3,000 円となっております。

収支の概要では、給水収益（水道使用料）が 6,325 万 7,000 円、費用では営業費用 2,502 万 7,000 円、営業外費用 593 万 5,000 円が主たるものになっております。

前年同期との比較では、給水収益が 120 万 8,000 円の減少、営業費用が 140 万 4,000 円の増加、営業外費用が 48 万 2,000 円減少となり、上半期経常利益では、148 万 9,000 円の減額となっております。

下半期の収益的収支におきましては、例年冬期間においては水道使用料が減少し、企業債償還等により、厳しい財政状況が見込まれますので、さらなる料金回収等に努めます。

次に、21 ページをお開きください。

平成 29 年度上半期水道事業会計損益報告書（税込）、9 月 30 日現在の状況でございます。

1 の総収益が 6,413 万 4,989 円、内訳として 1. 営業収益 6,413 万 3,659 円、2. 営業外収益 1,330 円となっております。

これに対し、2. の総費用が 3,096 万 2,347 円、内訳として 1. 営業費用 2,502 万 7,604 円、(2) 営業外費用 593 万 4,743 円で、総収益から総費用を差し引いた 3,317 万 2,642 円が経常利益となっております。

また、総費用のうち (2) 営業外費用 593 万 4,743 円は、企業債償還支払利息となっております。

次に、22 ページをお開きください。

上半期調定状況、前年同期と対比したものです。

調定件数 1 万 3,507 件、259 件の減、調定額 6,325 万 6,559 円、120 万 8,698 円の減、水道使用料 5,461 万 5,526 円、104 万 9,503 円の減、メーター料 396 万 2,721 円、6 万 9,816 円の減、消費税 467 万 8,312 円、8 万 9,379 円の減、月平均調定件数は 43 件の減となっておりますが、1 か月平均調定額については、増減はありませんでした。

有収率は前年度 75.31 %に対し、今年度は 80.54 %、比較対比 5.23 %上がっております。

次、下段の上半期事業収支状況は、前年同期と対比したものです。

収入合計 6,413 万 3,659 円で、56 万 6,998 円の減、支出合計 3,096 万 2,347 円で、92 万 2,131 円減となりまして、収支差引で 3,317 万 2,642 円、148 万 9,792 円の減となっております。

次に、23 ページをお開きください。

下半期給水収益決算見込について、説明をさせていただきます。

上段の表は、上半期水道料金の調定状況の実績で、4 月から 9 月までの水道料金とメーター使用料を含め 5,857 万 8,247 円、消費税 467 万 8,312 円、あわせまして 6,325 万 6,55

9円となっております。

次に、中段の表は下半期水道料金の調定見込みですが、11月から3月分までは、平成28年度実績数値の比率をもとに算出しております。

下半期水道料金調定見込みでは下半期計欄のほうで、水道料金が5,380万4,326円、消費税424万2,008円、あわせまして5,804万6,334円で、平成29年度の合計は1億2,130万2,893円となる見込みで、去年同期推計より399万3,166円減となっております。

調定件数は、下半期分が1万3,300件で、年間トータルで2万6,807件となる見込みです。

次に、下段の表です。平成29年度予算に対する給水収益決算見込みですが、予算額1億2,144万6,000円に対し、決算見込額は1億2,130万2,893円で、予算に対して14万3,107円の減額となる見込みです。

次に、24ページをお開きください。

水道事業会計決算見込み状況です。決算見込額は収入1億5,892万円、支出は1億5,454万円となっております。

次に、25ページをお開きください。

水道料金の個々の滞納状況につきましては、9月の決算委員会資料、8月20日現在で作成してお示しをしておりますので、今回は総額のみを表示とさせていただきました。

平成28年度末の過年度滞納額580万1,618円、4月の1日から9月末までの過年度納付額229万7,342円、9月過年度滞納額が350万4,276円となっております。

現年度上半期の調定額です。6,325万6,559円、4月1日から9月末までの現年度納付額が6,053万757円、9月末現在現年度滞納額が272万5,802円となっております。

次に、下段の表については、督促等の状況をまとめたものです。

水道料金の未納者に対しては、木古内町水道事業水道料金滞納整理事務手続要領に基づいて行っております。

以上、上水道についての説明を終わらせていただきます。

平野委員長 皆さん、下水のほうも説明だけ全部いいですか。ここで一度区切りですか。

(「区切ります」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、水道事業会計の上半期の説明が終わりました。ここまでの質疑をお受けいたします。

特にないですか。

では、質疑はないと受け止めます。

下水道の引き続き、説明をお願いします。

小田島主査。

小田島主査 下水道の業務状況資料は、27ページから33ページまでとなっております。

まず、27ページをお開きください。

平成29年度上半期下水道事業特別会計業務状況について、説明をさせていただきます。

受益者負担金調定・収入状況についてですが、現年度分調定額514万812円に対し、収入済額は380万8,709円、収納率は74.1%、昨年より1.9%の減、過年度分調定額219万679円に対して、収入済額が29万3,986円となっており、収納率は13.4%、昨年より6.6

%増となっております。

次の段のほうで、下水道使用料調定・収入状況が出ております。調定額 1,529 万 2,368 円に対し、収入額 1,496 万 6,823 円、収納率は 97.9 %、昨年より 0.3 %減となっております。

滞納繰越分については、調定額 21 万 4,056 円に対し、収入額 8 万 9,111 円、収納率 41.6 %となっております、昨年度より 2.3 %減となっております。

次に、28 ページをお開きください。

上半期の業務報告ですが 9 月末現在、行政区域内人口は 4,321 人で、前年度より 29 人減少しております。下水道普及人口は、前年度と同じ 2,289 人です。

整備処理面積は 2.4 h a 増の 92.4 h a、管渠整備延長が 0.3 k m 増で、16.5 k m となっております。接続状況は、32 ページに月毎の計画と実績を詳細に記載しております。

中段にあります収支状況ですが、歳入歳出の本年度予算額 2 億 1,079 万 7,000 円に對しまして、9 月末の収入済額が 5,020 万 9,243 円、執行率 23.8 %、歳出 8,673 万 2,002 円で、執行率 41.1 %となっております。

29 ページをお開きください。

下水道事業会計決算見込み状況ですが、決算見込額は収入は 2 億 1,078 万 1,000 円、支出は 2 億 1,072 万 3,000 円となっております。

次に、30 ページをお開きください。

公共下水道事業整備箇所図について、説明いたします。図面の赤の実線で表示している箇所が今年度における新設の工事となっております。

次に 31 ページ、下水道使用料の状況を記載しております。

32 ページをお開きください。

下水道接続件数ですが、供用開始世帯数は 25 戸増えまして 1,042 世帯、接続戸数は 17 戸増えて 679 世帯、接続率 65.16 %となっております。

接続戸数は 679 戸、計画戸数より 4 戸増となっております。引き続き、接続件数の増加に努めてまいります。

次に、33 ページをお開きください。

受益者負担金過年度未納状況についてです。水道料金同様に、9 月の決算委員会に個々の滞納状況について資料を提出しておりますので、総額のみを表示とさせていただきます。

受益者負担金においては、平成 28 年度末の滞納件数 243 件、滞納額 219 万 679 円に對して、4 月から 9 月末までの過年度納付額が 52 件、29 万 3,986 円、9 月末現在の滞納件数は 214 件、滞納額は 189 万 6,693 円となっております。

次に、下水道使用料過年度未納状況です。4 月 1 日現在で 55 件で、21 万 4,056 円ありましたが、9 月末現在の未納者は 26 件で、金額は 12 万 4,945 円となっております。

それぞれの下段には、参考として現年度分の未納状況を載せております。

以上で、下水道についての説明を終わらせていただきます。

平野委員長 下水道事業の上半期の報告を終えましたが、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 このあとに上水については、簡易水道事業の移行について、また下水道につ

木本(邦)主査 皆さん、お疲れ様でございます。担当の木本です。

では、私のほうから上水道事業につきまして、大きくきょうは 2 点ご報告とご説明を申し上げます。

一つは、簡易水道事業への移行についてというところともう一つ、後段です。広域連携における施設維持管理の委託化についてというところでは、

それでは早速、お手元の資料の 35 ページをお願いいたします。

はじめに 1 番として、簡易水道事業への移行についてというところでは、本年度の当初予算で新規水源を開拓したいということで、水源を電気探査というところで委託業務を発注いたしました。こちらの業務ですけれども、8 月 30 日を工期としまして、調査のほうは現在は終了しております。

調査結果の前に、資料は若干飛ぶのですが、36 ページをお開きください。

今回の調査では、黄色く着色してある箇所について、水脈の可能性について調査を行いました。一つ目が上部のほうの亀川地区 A 測線というところでは、ここは、町の河川でもあります亀川沿いの当町の亀川浄水場のちょうど下あたりになります。

それから、次に右側のほうで釜谷地区 B 測線、こちらのほうは広域農道沿いで、旧釜谷小学校の上のほうというところでは、

それから、最後に 3 箇所目ですが、二乃岱地区 C 測線です。こちらまさしく二乃岱地区の広域農道沿いで、調査を行いました。

戻っていただきまして、再び 35 ページですけれども、こちらの調査で別紙調査結果概要のとおり、3 箇所にて当町の水源となり得る地層があるかを調査いたしました。この結果、この 3 箇所当該地域では、水道事業の水量ですとか水質、両面を満足できるような深井戸となり得る地層に乏しいことが判明いたしました。

そこで、今後の方向性というところで (2) 番ですけれども、水道事業の変更認可の要件です。こちらを四角の中で囲っておりますが、順番に給水区域の拡張と上から給水人口の増加、それから給水量の増加というところまで、こちらの上部の三つについては、現在のところ現実的には認可変更の要件としてなかなか得ないというところがございます。

それから、その下の水源種別の変更、こちらは今回は新規の水源を開拓しまして、こちらの条件で変更認可をしたいというふうに思ったのですけれども、上記、失礼しました。(2) と書いておりますが、(1) に訂正をさせていただきます。申し訳ありません。(1) により、変更認可の要件には合致しないというところでは、

それから、その下の取水地点の変更ですけれども、現在の亀川浄水場に照らし合わせますと、現在取水している普通河川、亀川水系の大掘止川というところから、例えば取水地点を変更しても浄水処理方法としては現在と変わりませんので、例えばある程度まとまった雨が降るとすぐ濁水が入ってきてしまうとか、そういったことで維持管理面ですとか初期の投資を考えますと、現実的にこちらの変更認可の要件としては、なかなか考えづらいところでは、

最後に、赤で着色しておりますけれども、浄水方法の変更というところでは、こちら浄水処理上は紫外線装置というのがございまして、これは全国的にはまだそんなに普及していないところはあるのですけれども、そちらの装置を現在の木古内浄水場に設置することで、木古内浄水場の浄水方法というのが変更されるということになって、もしそ

れを整備することができれば変更認可の要件となり得るということで、実は9月の6日に別件で道庁にまいりましたので、この点を担当者のかたと協議をさせていただきまして、紫外線装置が設置できれば先ほど言いましたように、変更認可に持っていけますよという協議をさせていただいております。

下のほうに、今回の簡易水道事業にむけたフローということで、参考までに記入しましたけれども、当初は一番右側の青く着色しておりますが、①番の変更認可簡易水道に持っていくためには、新規水源を創設して例えば滅菌のみの浄水場処理施設です。こちらを整備できれば、初期の投資費用も維持管理コストも最小で済むであろうという検討結果からそちらを目指したところですが、ただ、こちらのほうが現実的に調査結果から先ほど言いましたように、水質・水量面でなかなかそういった水脈に乏しいという調査結果が出ておりますので、ではどうするかというところで先ほど言いました、今後の方向性というところで申し上げたところです。

その下のほうに、亀川に河川伏流水で例えば新水源を設けるとした場合には、先ほど言いましたように取水地点の変更ということになりますので、結果的には青の②番の亀川浄水場の大規模改修が必要になってきてしまうと。事業費についてもこちらに記入しておりますけれども、深井戸に比べれば浄水場はまた新しく作るような改修内容になってまいりますので、こちらについても事業費が多くなるというところです。

では、どうするかと言うと先ほど言いましたように、浄水方法を変更することによって、木古内浄水場を浄水方法を改良することによって、変更認可の要件には合致するということで整理をさせていただいております。

37 ページに、今回の調査結果の報告書の抜粋をいたしましたけれども、赤で着色しておりますけれども、亀川地区A測線、それから二乃岱地区B測線、釜谷地区C測線とも容水地盤に適さないものと判断をされるというところで、調査結果をいただいたところです。

次に、38 ページをお願いいたします。

先ほどから言っております浄水方法の変更についてですけれども、なぜ紫外線装置が今度必要かという整理が必要になりますけれども、その下のほうに「クリプトスポジウム」という文言が書いております。

こちらについては、ここ10年来、20年近く全国の水道事業者の注意事項になっておりまして、ここに書いておりますけれども、主に例えば牛ですとか馬ですとか哺乳動物の腸管に寄生する原虫です。例えばこれを人間が経口摂取しますと下痢ですとか嘔吐を発症しまして、数日間続くと言われております。実際平成8年には、埼玉県で水道原水に起因する集団感染が発生しまして、約8,000人に影響が出たところがございます。こちらについても紫外線装置は、浄水場内で皆さん供給前にランプによって紫外線を照射して、その紫外線を照射することによって、原因となる先ほどの原虫を不活化するというシステムになります。

その下のほうに、ではこれまでは大丈夫なのかというところになりますけれども、水道原水の現在木古内浄水場は、中野川から取水しておりますが、クリプト等による汚染の恐れを簡便に判断するため、毎月の水質検査を行っております。

その中で、大腸菌などの指標菌検査というのが導入されております。これは、クリプトそのものになるものではございませんけれども、過去の検査結果ではクリプトは検出され

ておりませんが、指標菌の検出が増加傾向でして、将来のクリプト検出リスクが実際は高まっております。このため、施設整理を行うことによって、変更認可要件とあわせて、紫外線装置と呼ばれるものを整理しまして、より安全な水運用を行ってまいりたいというところです。

その下に(5)番としまして、仮に整備ができれば今後こういったスケジュールになるかということになりますけれども、平成30年に変更認可申請書の作成を行います。それを基に、平成31年の当初から簡易水道事業への移行が可能になるというところがございます。1番目の説明については、以上でございます。2番目に入ってよろしいですか。

平野委員長 続けて、広域のほうもあわせて説明をお願いします。

木本(邦)主査。

木本(邦)主査 それでは、引き続き2ということで、広域連携における施設維持管理の委託化についてというところです。

(1)番として、施設の共同管理についてというふうに記入いたしておりますけれども、全国的に見られる現象としまして、小規模水道事業体では少ない人数で慢性的に水道施設の維持管理にあたっておまして、当町においても歳出抑制を目的とした人員削減は、なかなかこれ以上困難な状況になっております。

人口減少によりまして各事業体の浄水場というのは、実際は余剰能力が増加しているのですけれども、例えば行政区域の枠を超えて、広域的な連携によって浄水場の統廃合を例えば行うことができれば、人的資源の効率化ですとかコスト削減が可能になってきます。

ただ、地方部では特に北海道ですけれども、地理的にですとか地形的にそういった理由で実施することが現実的でない場合がやはり多いです。当町は、今後も主力である先ほど言いました木古内浄水場、こちらのほうを適正に維持管理・更新していかなければなりませんけれども、現在進めております「水道事業の広域連携におけるPPP/PFI導入可能性調査」、こちらの中の中間的な報告と言いますか文言では、以下のとおりとなっております。

6町で、各町で実施しました各種アンケートの調査及びヒアリング結果等から、木古内町の広域連携における官民連携をするとすれば、その枠組は知内町との「施設管理の共同化」が合理的であるというところです。

理由についてですけれども、当然ながら民間委託しますと隣町になりますので、移動距離と移動時間が短いと。これは、結果的に管理の共同化が可能で、緊急時も迅速に対応が可能であるというところがあります。

それから、水道施設の維持管理担当職員が当町の場合は現在は臨時職員ですけれども、知内町は今年度でそのかたが終わりまして、このあとは再任用という予定になっているそうです。両町とも実際メインとして施設を維持管理しているかたが大変高齢で、長期的に見てもどういった形でやっていくかというのが当町と知内町では、現状のおかれている状況が非常に似た寄っているところがあるところです。

残り4町と比較して持続可能な水運用、こちらのほうがなかなか困難になるという可能性がございます。

それから3番目に、両町の浄水処理方法が共通と書いておりますけれども、当町も知内町も緩速濾過方法と言いまして、砂濾過による砂濾過を行って滅菌をして、皆さんのお宅

にお配りするというような浄水処理方法をとっております。同じような浄水処理方法になっていきますので、例えば民間のかたに維持管理を委託するにあたっても共通した面が多いですから、維持管理内容ですとか管理レベル、やはり共通点が多いというところです。

それから、2 番目に (2) としまして、今後の方向性ですけれども、不足する人的資源を民間技術力に頼りまして、将来にわたって技術力を確保するために、適切な負担のもとで施設を維持し、計画的に更新事業を進めていかなければなりません。

このことから近隣事業体と連携して、民間の技術力を導入する必要があると考えております。現時点では、その必要性が希薄に感じられても、将来的に長いスパンで考えた場合に、必須になると考えておりました、例えば国における「新水道ビジョン」でもこちらのほうを強く提唱されておりますので、小規模事業体では特に必要性が増しているところがございます。

民間の技術力導入に際しまして、委託費用の負担は当然でございますけれども、次のような利点があります。この青色の四角の中です。

一つ目が、長期的に水道に特化した人材の確保が可能であるというところです。それから、先ほども言いましたけれども危機管理、例えば緊急時の対応能力が 1 年・2 年配置されることによって、増強されます。

それから、民間のノウハウが発揮されまして、業務が例えば効率化になって、費用が圧縮になりますと結果的には将来の更新費用の確保が少しずつ進んでいくというところもあります。

それから、水道サービスの持続性確保と安全な水の供給確保です。こちらのほうを大きな利点と考えております。

最後に 40 ページです。

例えば、当町の現在の予算ベースで民間委託を行うとすれば、実際に想定している内容としまして、この表の中身を現在のところは想定しております。

一つ目は、浄水場の機器がありますけれども、保守点検業務ということで年間の予算 150 万円ほど、それから運転監視業務ということで、現在は町内の個人のかたに休日と夜間に常駐していただいております、環境水源の除草ですとか除雪、それから砂濾過しておりますので、そちらの応急的な維持管理作業などもお願いしているところです。

それから、3 番目にはいまと重複しますが、濾過池の維持管理ということで、浄水場の修繕費対応の予算でございます。

それから、水道メーターの検針も現在は、町内の検針員さんのかたに個人に委託しておりますけれども、年間の予算額で言いますと約 280 万円。

5 番目が水質検査委託で、現在は木古内浄水場と亀川浄水場分で、約 200 万円。

それから、お客様から閉開栓の依頼ということで連絡をいただきまして、水道を開けたり閉めたりという業務は、こちらは現在直営で行っておりますので、予算額として単純には算出されませんが、約年間 550 件ほど行っております。

それから、7 番目が緊急時の対応としまして、こちらでも直営で行っておりますが、随時という形になります。

臨時職員の人件費ですけれども、年間約 300 万円ということで、こちらの表を合算しますと、およそ 1,400 万円になるのですけれども、現在整備中の計装設備の改良工事という

ことで、木古内浄水場を整備してしまして、警報か何か出ますと私ですとか担当課長のほうにメールと音声で自動通報がなされるというような現在工事を進めていますので、木古内浄水場については、無人化すると。いまそういうふうを考えております。

最後に、上記以外の 6 町での連携の可能性についても若干触れますが、担当レベルですとか管理職レベルはまだ会議を行っていませんけれども、技術畑と事務方の会議を 2 回分けて行いまして、例えばどういった可能性があるかということをやった場合に、水道メーターの購入ですとか、例えば浄水場の使用薬品とか管路資材です。こちら例えば共同で購入することによって、費用としては大変増えますので、その分コストダウンはある程度期待できるのじゃないかというところですよ。

また、水道料金のシステムは各町違うメーカーのものとか使っていますけれども、そこらは統一化をしていくことで共通性は出てきますので、業務の中では効率化にはなるのじゃないかというところがございます。

いろいろ細かい点もございましたけれども、現在まだ先ほどの委託調査業務のほうは、2 月いっぱいを工期としておりますので、この期限内までに最終的な方向性は当然出されますので、その際にまたその点は皆様にご報告をしたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

平野委員長 説明が終わりました。ちょっと質疑を受ける前に確認なのですけれども、2 番目の広域の中段に、いまやっている導入可能性調査の中間報告の「報告は以下のとおりとなっている」と記載がありますけれども、これ全部次のページの最後までがこの調査の中間報告ということですか。青枠内だけがこの報告ということですね。

それでは、簡易水道事業への移行並びに広域連携における維持管理や委託化についての質疑をお受けいたします。

福嶋委員。

福嶋委員 最後の 40 ページに、上記以外の 6 町での連携可能性についてと。6 町という意味がどうもどこからどこまでなのかわからないので、内容を。

平野委員長 木本（邦）主査。

木本（邦）主査 連携の枠組ですけれども、当町と知内町・福島町・松前町、西部 4 町です。それと、檜山の上ノ国町と江差町という枠組になっております。

平野委員長 福嶋委員。

福嶋委員 この中に、知内町との連携がベターだというふうなことに載っているのだけれども、ただ合併の時もいままで過去の例も含めて、4 町の合併のこともいろいろ過去 10 年以來やってきたわけです。ところが、ペケになった。その経緯は皆さん、知っていると思う。はたしていまこれからやって、それがオッケーするかどうかと。

ということは、もう一つはこの間、国からきた委託費の 3,900 万円かな。あれで 2 月までかかると。そのデータはまだはっきりしていないと。この経過では国のそういう委託費によって、効率的な運営ができるのだということの案が出たけれども、各町村での話し合いがどこまで進むか。我が町のデータでは、非常に下水道がはじまる時から、知内の水がかなり良い水で多いと。木古内町もつなげれば下水道を一緒にやれたのだとこういう話も聞いているけれども、はたして上手くいけばいいけれども、その辺の今後の見通しがどうなのか。効率的にいつて町内の合併の時の話がまだいいのかどうか、その辺。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの福嶋委員のご心配は、最もかなというふうに思います。

それでこの事業、39ページの青書き上のほうの2行上ですけれども、「現在進めている、水道事業の広域連携におけるPPP/PFI導入可能性調査」、これの事業に取り組むという話を2月に行いました。内閣府から予算をいただいて広域6町、いま木本（邦）主査のほうから話のあった6町で検討を進めていきますと。その中で水道の担当者、課長を含めて管理職を含めて、この事業に取り組むかどうかという意向を確認した上で、協議に入ってもらっています。その中では、既に3回・4回と会議も開いて、共同化・効率化をしていこうということで動いておりますので、あとはこれを受けて私なり町長が知内と共同化を進めるということで、話を持っていきたいなというふうには思っております。

その前段で、議員の皆さんにこういった方向が今後の水道事業を運営していく上で、職員の高齢化です。知内も来年退職者、うちも退職者を再任用、そして臨時職員で雇用して、経営をしていると。そこが同じような状況になってきますので、それと担当が言っている砂濾過方式ということで、同じような形態での濾過をやっていますから、業者側でも取り組みやすいという状況がありますので、今回のまとめということでは、知内と木古内とで共同化ということで話を進めていきたいというのがこの中に書かれている結論でございます。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 これは、施設の維持管理の連携なのよね。だからちょっと確認をしたいのは、そうすると現在の取水の施設とかそういうものは個々、木古内は木古内だし知内は知内ですよと。ただ、維持管理にしては連携をすると安くなるということよりないのよね。

それで1点あれしたいのは、そうしたらこのフローを見るとYES・NOで書かれている部分(3)です。給水人口が5,000人以下、これはまずいいのです。5,000人以下だから共同でなくしようということだと思し、簡易水道移行です。

そうすると、このフローの中で結局どこをいま取ろうとしているのかというと、木古内浄水場の浄水方法の変更、一番下。この部分を取ることなのですね。そうすると、従来中野にある取水施設だとかというものに関しては、変わらないと。

そして、今度委託の部分になると、ちょっと変わる部分があるのよね。例えば、沈澱池の砂の入れ替え等だとかは従来、木古内町で業者に発注していた。だけれども、委託ということになるとそれは、委託業者がやるということになるのよね。そういう考えでいいのよね。わかりました。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 いまの部分と若干関連しますけれども、最初37ページ・38ページの説明を受けた時は、簡水に移行は無理なのかなというふうに37ページの資料等の中では見ていたのですけれども、35ページの一番後段の部分からしますと、先ほど言った浄水方法を変更することによって、簡水移行が可能だということで間違いのないのかなのか、まずそこを1点。

平野委員長 木本（邦）主査。

木本(邦)主査 こちらの浄水方法の中身について、先ほども言いました9月の6日に道庁の担当者のかたと協議をさせていただきまして、紫外線装置というものを入れれば浄水方法の変更に間違いなくなりますので、簡易水道の要件にはなりますよという確認はいただいております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 ということは、この資料に記載のとおり、30年に認可変更をして31年に簡水に切り替わると。それで、簡水のメリットというか例えば事業メニュー含めた部分のあれも我々いろんな資料もないものですから、そういうものもある程度提示をしてもらって、いろんな例えば事務だとかいろんなこれからの共同、広域の事業に移行できる部分はこれこれ、これは単独でいきますと。ただ、制度的にあればいけない部分だとかがあるわけですし、浄水方法、取水方法、取水とは違うのだよね。浄水だから。ある程度あれするということだから、具体的にそうすれば濾過池の改修が必要になってくるのではないのかな。きょうは、中身どうこうと議論はしないのだけれども、簡水に移行できるという道筋だけが確認できれば。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時54分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

竹田委員の先ほどの質問については、休憩の中の話で理解したということによろしいですか。

ほか。

又地委員。

又地委員 簡易水道に例えば移行する中で、料金の値上げとか考えられるのかどうか。その辺が大事なところだと私は思うのだけれども、その辺の見解を伺っておきたい。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いまの水道料金についての質問ですが、この紫外線装置がいま概算で1億円の事業費がかかろうとしております。その中で、いまこの部分に関しては当然、水道事業をやっていかないといけない観点を考えれば、行わないといけないことですが、いまの現段階では料金の上乗せということに関しては、現段階では考えておりません。

平野委員長 ほか。

私から、簡易水道にすることによって今後、広域のいまこの国の調査の結果がまだこれから出てくるのですけれども、いよいよ広域の協議をしましようとなった時に、簡易水道事業に移行したことによって、進めなくなるとかそういう心配はないですか。

あと、1点。委託する場合の内容で4番のメーター検針、これは何名のかたが現在依頼しているのかもあわせて教えてください。

木本(邦)主査。

木本(邦)主査 今後の広域連携に対する簡易水道事業の影響ですけれども、直接的な影響は全くございません。水道事業が簡易水道事業になっても直接的にお客様とかほかの事業

体にとっては、水を作るシステムというのは変わりませんので、料金がそのままであれば直接的な影響もないということになります。

平野委員長 聞きたいのが、こっちが簡易水道事業に変えていてもよその町が変えていなくて、それでも連携は別に変わりなくできるのかという。

木本（邦）主査。

木本（邦）主査 その連携も可能です。

それから、メーター検針ですけれども、現在は町内の個人の 5 名のかたに検針をお願いしております。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 今回、報告をさせていただいている簡易水道事業と広域連携ということなのですが、まず簡易水道事業の移行に関しては、今後の施設維持管理のメリットが大きくなるということで、これをまずやっております。

広域連携につきましては、先ほどの 39 ページの導入可能性調査。この調査の結果、隣接する町との施設の共同化が合理的であると判断ができたということが出ましたので、まずはこれに向けて自治体同士で話をこれから進めていきたいということで考えております。

経営の合併はまた別な話ですから、あくまでも施設管理の共同化ということで、ご理解願いたいと思います。

平野委員長 又地委員。

又地委員 簡易水道に移しましたと、5,000 人以下だと。例えば 5,000 人以上になったと。そうしたらどうなるのかと。これは、例えば簡易水道にいま移行する。5,000 人以下ということでは、木古内の将来のまちづくり、そのものは 5,000 人以下というここで決まってしまう。そうすると増えた時、これから例えばいろいろいま悩んでいる人口減少対策だとか云々と大変重要な課題になっているいま、例えば人口が増えたとしたらどうなるのかと。簡単にそうしたら元にまた戻れるのかいという話もちょっと聞いておきます。いま 5,000 人以下でない簡易水道の認可ができないのでしょうか。そうすると木古内の将来のまちづくりというのは、ここでもう決まってしまう。5,000 人以下のまちづくりになってしまう。そういうことを考えた時に、そうしたらいまでもいろいろ議論をしている人口減少対策をどうするだとか企業誘致云々だとか等々の問題もいろいろ議論してきている。いまその途中なのだ。その中で、いま簡易水道にいきますと、5,000 以下のまちづくりに向かっていくのですよということになるのかどうか。

それと、例えば 5,000 人以上になった時には、元に簡単に戻れるのかどうか。あるいは、簡易水道をそのまま続けていけるのかどうかという部分。

平野委員長 副町長。

大野副町長 大変悩ましい問題だというふうには思うのですが、そもそも国の方針、厚労省の方針というのは、浄水場なのですよね。簡水から浄水に替えていくという方針は、変わってはいません。

その中で、5,000 人を境として簡水・浄水の申請はできますよと。町としていま 5,000 人を切った時に、高率の補助が受けられる事業に取り組まない術はないと。町の財政状況を考えた時にもあるいはこれからの施設の延命化を図っていく上での管網の更新です。そういうものに補助がいただけるということであれば、いまはそこで変更するのがうちの

町にとっての最大のメリットであろうと。そのあとに、政策として人口増を図っていきたいということで進めていくわけですから、増えたとしてもそこを変更する浄水に変更していくということは可能ではあるのですが、やはりこれはずるい考えかもわからないですが、高率の補助をいただけるのであれば、簡水のほうがいいのかなど。簡水・浄水で、じゃあ住んでいるかたが何らかの不利益を受けるのかと。言葉の問題だけであって、不利益は受けないはずです。浄化の水を作るシステムは変えないわけですから、そこについては何ら不安はないですよというそういう住民向けの説明をしっかりとしていけばいいのじゃないのかなというふうには思っております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 私が言うのは、例えば 5,000 人以下だからいま簡水の認可を得られるのですよと。得ましたと。5,000 人以上になった時に、これが国にばれたとする。給水人口が 5,000 人以上になりましたと。そうしたら、簡水の認可が取り消しとかそういうふうにならないのかということ。

それと、いま副町長が言ったけれども、うちではいま例えば 1 億円の部分だけの 40 % なり、残りの 60 % の半分、50 % なりということ。だけれども、これだけだからいい。例えば、うちでいま簡易水道にしても沈澱池なり、濾過した水を溜めておくとか改修とかになった時は、やはりこのいま例えば 40 % あるいは残りの 50 % というのは、同じようにして完成に向かっていくってしまったあとに、補助金としてもらえるのかどうかという部分。いまは、はじめの時は 1 億円ですよ。紫外線装置の部分では。持ち出しはたった 3,000 万円です、計算上は。だけれども、そのあとのこの施設が老朽化していた時に、直します改修しますと言った時にも同じような形で 30 % の持ちでいいのかどうか。地元の持ち分が。その辺は調べてあるのかな。そうしたら、そういうことも教えてください。

平野委員長 まずは、この 1 億円をかけて、このあとの維持管理がどのくらいかかるかという心配ですよ。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 04 分

再開 午後 3 時 13 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

副町長。

大野副町長 議論をいただきまして、ありがとうございます。

きょう、提案をさせてもらって簡易水道ということで、従来の取水新取水口をとということから、紫外線装置で実施して簡易水道に移行ができると。その紫外線装置を設置する場合に 1 億円がかかるということで、その 1 億円の改修方法等も含めて、このあとのその工事費の費用負担も含めて、この後、計画を作りますので、担当のほうでもこのあとの管路の整備計画というのも持っていますから、そこで補助金によるメリットがどの程度発生するのかを含めて、皆様にお示ししたいというふうに思いますので、きょうのところは簡易水道への移行の方式が変わったということで、理解をしていただければというふうに思いま

す。

平野委員長 わかりました。

よろしいですか、皆さん。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、質疑を締めます。

それでは、続きまして下水道事業再評価委員会答申について、当日配付ということで皆さんにいまペーパー1枚を配りましたので、これについて説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、私のほうから下水道事業の再評価委員会答申についてということで、報告をさせていただきます。

お配りしましたペーパーにごさいまして、まず下水道事業の計画区域の見直しについては、平成28年度の第11回の総務・経済常任委員会で、内容を説明させていただいております。このたび、今年度開催してございました下水道事業の再評価委員会の答申がまとまりましたので、この場をお借りしまして報告させていただきます。読み上げます。

まず、答申です。

平成29年9月25日に諮問のあった件については、10月23日開催の木古内町公共下水道事業再評価委員会において審議の結果、事案について下記のとおり答申するというので、いただいております。

1. 木古内町公共下水道事業。

平成29年6月29日開催の第1回下水道事業再評価委員会資料のとおり、木古内町公共下水道事業区域の見直しについては、妥当と考えられます。

意見。事業の効率性を考慮し、さらなる下水道加入の促進を今後も進めていただきたい。

また、下水道事業区域の見直しに伴い、公共下水道に代わる事業（合併浄化槽への助成等）を早期に検討し、木古内町における汚水処理に関し、地域格差のないサービスができるように、迅速な対応をしていただきたいということで、答申をいただけてきました。

この内容につきまして先日、町長と副町長と協議をしており、合併浄化槽への助成について検討を行っていくことをまず確認しております。今後、大きな問題点、制度の設計及び財源の確保ということが重要になってまいります。

今後、方向性については、これから11月に入りますと町政懇談会等もございまして、委員会のメンバーの中には町内会長さんが皆さんおりまして、そういった場でも下水道に対してどうなっているのだという方向性だけでも示していただきたいということで言葉がありましたので、町政懇談会の中でも冒頭に経緯等を説明していきたいと考えておりますので、あわせて報告いたします。

整備区域としては、区域外になる札荊・泉沢・釜谷です。まず、区域内であります佐女川に関しては、これからの方向性をどうするかを含めた中で、佐女川町内地域も委員にさせていただきまして、この事業の委員会を進めて答申をいただいております。以上です。

平野委員長 質問ありますか。もちろん今後、さらにこの答申を含めた中で、町が検討していくと。町政懇談会の中でも再度、意見を町民に伺うということですが、現状で何か質問があれば受けますけれども。

よろしいですか。

又地委員。

又地委員 区域の見直しは、札苅・泉沢・釜谷・佐女川ということにしたのだね。

平野委員長 岩本主査。

岩本主査 下水道事業区域の見直しについてですが、いままで区域で抜けるところが札苅・泉沢・釜谷、あと鶴岡地区がいままで下水道区域から抜けると。あくまでこの浄化槽事業については、下水道区域以外の全町なので農地のほう、建川・大川・瓜谷・中野、こちらのほうも対象になってくるという事業になってきます。

平野委員長 1点気になったのが、今後もちろん協議していくのしょうけれども、浄化槽の前に合併と付いているのは、これはどうしても合併にこだわっているということなのですか。個人という場合も考えられると思うのですが。

岩本主査。

岩本主査 浄化槽には2種類、種類がありまして、単独浄化槽と合併浄化槽と2種類があります。単独浄化槽は、し尿だけを綺麗にして、トイレの汲み取り部分だけを綺麗にして、流すと。綺麗な水だけを流すというのが単独浄化槽です。合併浄化槽は、トイレの汚水のほかに台所・お風呂、全部の水を浄化して流すシステムが合併浄化槽です。2軒まとまっの合併という意味ではなくて。

平野委員長 ほか何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、本日、建設水道課全ての調査事項、その他も含めまして説明、質疑は終わりました。大変長時間にわたりまして、建設水道課の皆さん、副町長、大変お疲れ様でした。

以上で、第5回総務・経済常任委員会を終えます。

説明員：大野副町長、構口建設水道課長、岩本主査、木本（邦）主査、小田島主査
村上主査、小西主査、村岡主事、木村産業経済課長、中山主査、福井（弘）主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会
委員長 平 野 武 志